

あなたと共に。未来を育てる。



2026年6月

お客さま 各位

株式会社 東日本銀行

## 手形貸付・商業手形割引および手形担保の新規受付の終了について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、金融界は全国銀行協会が策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」のもと、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げています(ご参考:<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2021/n071901/>)。手形・小切手の電子化は、管理リスクの低減、事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットが期待されています。

東日本銀行は、こうした手形・小切手の電子化に向けた取り組みとして、誠に勝手ながら手形貸付については、2027年4月1日以降、新規受付を終了し、商業手形割引および手形担保については、2027年4月1日以降を期日とする手形の受付を終了します。

お客さまにはご不便をおかけする場合がございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### <実施内容>

| 取り組み                   | 内容  | 代替サービス             |
|------------------------|---|--------------------|
| 手形貸付の新規実行取引受付終了        | 2027年4月1日以降、手形貸付の受付を終了します。                | ・証書貸付<br>・融資当座貸越   |
| 商業手形割引新規実行取引・手形担保の受付終了 | 2027年4月1日以降を期日とする手形の商業手形割引・手形担保の受付を終了します。 | ・でんさい割引<br>・でんさい担保 |

以上